

意見提出者	富士通株式会社
1. 項目	レセプトデータ・特定健診情報データベースにおける利用者及び利用範囲・目的の拡大
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>現在、国が整備しているレセプトデータベースについて、その利用が国・自治体・保険者・研究機関に限定されており、またその利用に関しても一部厚生労働大臣の認可を必要とするもののその認可プロセスが不透明である。また、民間企業への利用は事実上、認められていない。</p> <p>利用目的も医療費の適正化の政策への活用に限定しており、その利用が制限されている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	高齢者の医療の確保に関する法律
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>レセプトデータ・特定健診情報データベースに関する利用者の厚生労働大臣認可プロセスを明確にし、運用ガイドラインなど利活用に関する環境整備を充実させながら、省庁や自治体、保険者、さらに研究機関、民間等への利活用拡大を図るべき。</p> <p>*厚生労働大臣告示（案）として、「高齢者の医療の確保に関する法律第16条第2条の規定に基づき保険者及び後期高齢者医療広域連合が厚生労働大臣に提出する情報の利活用及び提供に関する指針（仮称）が出されているが、正式な告示としての発表は見受けられない。</p>